

アメリカ諸州離婚法の近況

(二)

目次

はしがき

- 一 コロラド州
- 二 フロリダ州
- 三 オハイオ州
- 四 テネシー州
- 五 コネティカット州
- 六 デラウェア州
- 七 カンサス州
- 八 ルイジアナ州 (以上十一卷四号)
- 九 ミシシッピー州
- 十 コロンビア区

村

井

衡

平

- 十一 ウイスコンシン州
- 十二 ノースカロライナ州
- 十三 サウスダコタ州
- 十四 オレゴン州
- 十五 イリノイ州
- 十六 ネブラス加州

むすび

第九節 ミシシッピー州

ミシシッピー州において、過去七〇年ないし八〇年の間、有責主義にもとづく離婚法にほとんど変化はみられなかつた。日々進歩してやまない社会の要請に適合できなくなつた古風な離婚法を現代的なものに改めようとする努力がいくつかの州で続けられるなかで、ミシシッピー州の議会は、これらの問題を全く無視してきた。その理由は次のように説明されている。本来、離婚は夫婦と州を含めた三者間の手続であり、離婚に関して、州は主として三つの目的で利害関係を有している。①子の適切な監護と訓練、②健全な夫婦関係の維持および、③婚姻について全面的な権威を保持することがそれである。これらの目的を達成するためには、有責主義による解決が最善の方法であり、厳格な離婚法が是非とも必要とされるというのである。⁽¹⁾しかし、右の三つの目的については、それぞれ次のような理由で異議が唱えられている。まず、子に関するいえば、子の適切な監護と訓練は、順調な家庭でなされ

のが最善であることはいうまでもないが、夫婦関係がこじれたままの場合と夫婦が離婚した場合とではどうかとならば、調査したところによれば、夫婦関係がこじれたままの場合の方が一層悪い影響をうけることになる。この点において、現行の離婚法は子の利益を計る目的に適合していないといえる。また、夫婦関係を健全に維持するという目的からすれば、夫婦がすでに別居し、もとに戻る合理的な希望が全くなれば、お互いに新しい相手を見出しがよい。現存する請求棄却事由も右の目的に違反している。最後に、婚姻の全面的な権威を維持するという目的についても同じことがいえる。現行の離婚法が前条の二つの目的の達成に失敗するならば、第三の目的を完全に達成できる可能性はほとんどない。それというのも、前の二つの目的は婚姻の全面的な権威と密接に結びついており、それらが達成されないと、保持すべき権威はほとんど残らないからである。

では、右のような異議にさらされずに右の三つの目的を達成するため、離婚法の基本原則としていかなることを考へるべきなのか。これについて、五項目があげられている。次に列挙してみよう。

- ① 法律は、活力のある婚姻を保持するよう努めなければならないが、婚姻がすでに修復できないまでに破綻している場合、公正さを最大限に示し、苦しみとなやみおよび不面目さを最少限に留めて、空虚な法律上のからを打ち破り、夫婦および彼等の子に正義をもたらすことができるものでなければならない。
- ② 法律は、婚姻關係およびそれに含まれるすべての人々のプライバシーと権威を尊重しなければならない。
- ③ 法律は、子の利益を守り、夫婦を性急で衝動的かつ強制された決定から防るべきである。
- ④ 手続は、財政および子の監護に関する困難な問題を解決すべく、協力の精神と善意の努力を促進し、かつ婚

姻の破綻に必然的に伴つて生じる緊急と敵意を悪化させないようすべしである。

(5) 法律は、法廷および司法体系の権威を保ち、法の尊重を促進すべきである。⁽²⁾

右の五項目をミシシッピー州の離婚法で実現しようとするが、それがいぜんとして維持している有責主義という大きな壁によつかることになる。一九七一年当時の州法によれば、第九十三章「家族関係」(Domestic Relation)の第五節を「離婚および扶養料」(Divorce and Alimony)と題し、第一条において、性交不能、姦通、惡意の遺棄を含む十二個の離婚原因を列挙しており、有責主義の立場を貫いている。また、互責についてみれば、一九六四年当時、いくつかの州が有責性比較の原則を採用するにかかるが、これを斥け、互責を固く守っていた。⁽⁴⁾しかし、その後、一九六四年法第二九七章により、前示第五節・三条に、「互責を理由とする離婚請求の棄却は命令的でない」と題し、「離婚訴訟において、原告または反訴原告が彼に離婚の権利を与える原因を立証する場合、証拠にもとづいてかかる原告または反訴原告の側の互責が証明されたとしても、判事は、かかる当事者の離婚請求を棄却するよう命令されることはないものとする」旨が規定され、一九六四年四月二十四日より施行されるにいたつた。⁽⁵⁾つまり、互責を裁量的な棄却事由と認めたわけである。さきに一九五六六年法第二七三五条は、遺棄、不治の精神病および三年以上の懲役について、これを互責の抗弁とするかどうか、裁判所に裁量権を認めていたから、ここではそれを他のすべての離婚原因にまで及ぼしたことになる。

さて、これまで他のいくつかの州における離婚法改正の動きをみてきたが、有責主義より破綻主義へ指向すべし」とは、ミシシッピー州でも例外ではない。その場合、有責主義もとづく離婚原因をすべて廃止し、それに代えて

婚姻破綻を唯一の離婚原因ないし婚姻解消原因とするか、または有責主義にもとづく離婚原因と並べて、婚姻破綻を新らたに離婚原因として付加するか。ミシシッピー州は後者の道を選んでいる。すなわち、一九七四年にいたり、下院法案第七号で新らしい離婚原因として、「当事者間に取り返しのつかない衝突を引き起す和諧しがたい不和。⁽⁷⁾」この原因にもとづく終局離婚判決は、訴状が提出されたのち、六十日経過しなければ、言渡されることができない。判事は、彼の裁量により、終局離婚判決の言渡前に、当事者に関する報告書が資格のあるマリージ・カウンセラーによつて提出されるよう要求することができる⁽⁸⁾旨を付け加えるよう提案した。

一九七四年当時、アラバマ、アイダホ、ニューハンプシャーおよびノースダコタの四州が婚姻破綻を付加的な離婚原因として採用しており、ミシシッピー州もこれにならつたことにならう。右の提案にもとづいて、州法第九三章・五節の第一条の離婚原因に関する規定に統いて、第二条として次のように定められ、一九七八年七月一日より施行されるにいたつた。それによれば、「和諧しがたい不和を理由とする離婚。婚姻の絆からの離婚は、夫婦の共同の訴状により、または被告が個人的に訴状の送達をうけるか、もしくは被告が権利放棄証書(Deed of release)によつて出頭する」とによつてのみ、和諧しがたい不和を理由に認められる。和諧しがたい不和による離婚は、裁判所が判決の中で、当事者が婚姻による子の監護および養育のため、並びに当事者間の財産権の清算のため、書面による合意にもとづいて、適切かつ充分な規定をしたと認定する場合に限つて、認められるものとする。⁽⁹⁾……」というのである。いのちに、ミシシッピー州も和諦しがたい不和による婚姻解消を新らしい離婚原因としたわけであるが、有責主義にもとづく離婚原因に代えてこれを唯一の離婚原因にする道をとらなかつた理由は明らかでない。

なお、互責に關する規定は変更をへたるいふだく残つてゐるが、これが有責主義によるべく離婚原因が認められぬ離婚の形態へと進むに至つたのである。

- (一) Adkinson, No-fault: A Proposal for Mississippi, Mississippi L. J. vol.45, p. 179.
- (2) Adkinson, op. cit., pp. 180-181.
- (3) Adkinson, op. cit., pp. 181-182.
- (4) Bunkley and Morses, Amis. Divorce and Separation in Mississippi. 1964. Supplement, p. 148.
- (5) Mississippi Code. vol. 20. 1972. p. 310.
- (6) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(中)」神田・学説法學五卷四号 1回16頁。
- (7) Adkinson, op. cit., p. 193.
- (8) Adkinson, op. cit., p. 193.
- (9) Mississippi Code. vol. 20. Cummulative Supplement. 1979. p. 46.
- (10) Mississippi Code., op. cit., p. 47.

第十編 ローハルト区

一九三五年八月七日法によれば、離婚原因として發達した並んで、一年間の遺棄、背徳を含む有罪の最終答申により一年以上の拘禁判決をうけ服役中が服役するものであるといふ。回答を伴わない五年間繼續した自發的別居が認められた。その後、一九六五年九月二十九日法によれば、遺棄および別居期間とも一年に短縮され、一九七〇年当時も同様であった。だが、それから数年を経て、ローハルト区における離婚法改正の歴史が再び急速に回転を始めたこと

たいた。いりではその事情をあとづけてみると、いにしだい。

最初、一九七五年五月六日にコロンビア区市会議員アリントン・デイクソン氏によつて離婚法改正案が法案第一一八九号として提出されたが、その内容の大部分は、一九七〇年八月六日に公表されていた「統一婚姻・離婚法」⁽⁴⁾をもとにしたものであつて、コロンビア区法の第十六部・九章を構成する訴訟法をこの法案によつて置き代えることを目指していた。⁽⁵⁾つまり、姦通を含む四つの離婚原因をすべて廃止し、「回復しがたい婚姻の破綻」を唯一の離婚原因にしようというわけである。これによれば、当事者双方が破綻の事実を認めるとき、裁判所は審理の上、婚姻が回復しがたく破綻しているかどうかを認定するよう要求される。もし一方がその事実を認めなければ、裁判所は審理の上、婚姻が破綻したかどうかを決定するため、和諧に関連するすべての原因を考慮するか、または婚姻破綻があるかどうかの争点について、六十日後に審理すべく予定する⁽⁶⁾こととなる。裁判所は職権または当事者一方の請求により、調停協議（Conciliation Conference）を命ぜらるゝが、やがて⁽⁶⁾。

右のような内容の法案第一一八九号が議会に提出されてから約一ヵ月を経た一九七五年七月の七日および八日に、「司法制度および刑法検討委員会」（Committee of the Judiciary and Criminal Law）による指揮のもとに行われた公聴会（Public Hearing）において、弁護士、市民および各種の市民団体の代表者が法案に關して意見を陳述した。デイクソン氏は公衆や弁護士からよせられた批判および彼自身が公聴会の間に提案した技術的な改訂を含めて、新らしい法案を作成したが、コロンビア区弁護士会およびコロンビア区法曹協会がデイクソン氏に対し、現行離婚法を完全に廃止してそれに置くべきことは実際問題として不適切であるとの警告を発したため、新らたな法案は

この時点で放棄されるにいたつた。また、多数の弁護士は、無責離婚原因の採用には賛成する人々も含めて、回復しがたい婚姻破綻という観念を好まなかつたらし⁽⁷⁾い。

それから約二ヵ月後、一九七五年十月七日にはコロンビア区法曹協会とコロンビア区弁護士会の合同委員会により、右に代わる新らしい解決方法を示す法案が提出された。この法案に対し、少数の弁護士は、無責配偶者に財産および扶養料に関する協定に当つて交渉力を与えることによつて彼を保護するため、伝統的な有責離婚原因を固持する必要がある旨を力説した。かくて、合同委員会は最後に妥協的な改訂案を作成し、翌一九七六年四月一九日にデイクソン氏に提出するにいたつて⁽⁸⁾いる。

この妥協的な改訂案によれば、現存する有責離婚原因をすべてそのまま残し、自発的別居の期間は一年から六ヶ月に短縮し、新らしく同居を伴わない一年間の別居を無責原因として加えるといふのである。⁽⁹⁾一九七六年四月二十日に行われた「司法制度および刑法検討委員会」の会議において、デイクソン氏が当初の法案第一一一八号に代えて右の妥協的な案を提案したところ、改訂された法案第一一一八九号の一部として承認された。この新らしい法案は一九七六年六月二十三日に最終的な委員会の投票に付され、さらに市議会の第一読会に渡されたが、同年十一月二十二日の第一議会において、このたびはクラーク氏が絶対離婚の原因としての姦通を削除し、別居原因として維持することを提案した。⁽¹⁰⁾

ところで、弁護士出身の数人の議員は右の提案に対し、これは法曹諸団体の間に成立してクラーク氏も当然にうけ入れていたはずの妥協的な合意に違反しているとし、反対の立場を示すにいたつた。そこで、クラーク氏は彼の

提案を説明し、姦通は別居を許す原因として維持されるべきであるが、絶対離婚については、その請求を認める前にある程度の時間を置くのが望ましいから、姦通を離婚原因とすべきではないという。この説明に対し、実務を担当する多数の弁護士によれば、姦通事件は一般に費用がかさみ、準備に時間をとられるし、立証の標準が厳格であるため判決を入手することが困難であるとして、クラーク氏の説明に納得しなかつた。さらに、ある宗教団体では姦通を理由としてのみ離婚を認めるため、もし」の提案が通れば、彼等はコロンビア区の法律では離婚することが不可能になるという事態も考えられた。⁽¹¹⁾

右のような議論にもかかわらず、法案は一九七六年十二月七日に第一回読会を通過し、一九七七年一月四日には市長の署名を得て連邦の上下両院に送られ、三十日間の再審理(Review)期間を経て、市議会はコロンビア区法律第一一〇七号として、一九七七年四月七日から施行するにいたったわけである。⁽¹²⁾

以上のような経過をたどって成立した新らしい法律の内容をここで改めて検討してみよう。他州にみられたような「回復しがたい婚姻破綻」を唯一の離婚原因とする提案は、初期の段階で姿を消してしまい、最終的には姦通を含む四個の離婚原因のうち、別居のみが生き残ることになった。すなわち、「離婚・別居および無効原因」と題する第十六章・九節の第四条によれば、「(a)婚姻の終からの離婚は、①婚姻の当事者双方が、合意にもとづいて自発的に、訴の開始に先立つ六ヶ月間、同居することなく別居していた場合、②婚姻の当事者双方が、訴の開始に先立つ一年間、同居することなく別居していた場合に許されることができる」というのである。①はこれまで離婚原因とされていたものを、期間を六ヶ月に短縮して残したことになるが、②はいわゆる無責の離婚原因として新たに

付け加えられたものである。しかし、別居が当事者の合意によるべく自発的なものでないと思ふ。それが一年間継続すれば離婚原因となる。合意にむづぐく自発的な別居と比較し、期間は二倍の一年間であるが、原告の側で、その別居が合意によるべく自発的なものである事実を立証する責任は少しあない。今後、離婚を切望する夫または妻は、単に一年間の別居による事実状態を作り出せば充分とするところにならう。なお、別居という事実の認定に問題なし、新法はガイド・ラインとしてつき規定を設けた点が注目される。すなわち、前示第四条の後半において、「本条の(a)および(b)の①・②のため、寝床も食卓も共にせず、別居を遂行した当事者は、たゞ、(1)彼等が同じ屋根の下に居住するか、(2)別居が裁判所の命令によるものであるとして、互いに別居していたものとみなされるものとする」⁽¹⁴⁾と定めている。この規定はいさゞ突然に姿をみせたものではなく、あくまでもローレンシア法の前例によつて沿用された事項を条文の上に示したものである。⁽¹⁵⁾

- (一) District of Columbia Code. 1951. vol. I. pp. 519-520.
- (∞) Green and Long, The real and illusory changes of the 1977 Marriage and Divorce Act. Catholic U. L. R. vol. 27. p. 477.
- (∞) District of Columbia Code Encyclopedia. sec. 14-101 to 16-1099, 1970. pp. 364-365.
- (4) 村井「統一婚姻・離婚法(案)」神戸法學講叢(1)・119・19・1真日本編
- (5) Green and Long, op. cit., p. 470.
- (∞) Green and Long, op. cit., pp. 470-471.
- (∞) Green and Long, op. cit., p. 471.
- (∞) Green and Long, op. cit., pp. 471-472.

- (σ) Green and Long, op. cit., p. 472.
- (10) Green and Long, op. cit., pp. 472-473.
- (11) Green and Long, op. cit., p. 473.
- (12) Green and Long, op. cit., p. 473.
- (13) District of Columbia Code Encyclopedia. op. cit., Cumulative Annual pocket part. 1978-1979. p. 36.
- (14) District of Columbia Code Encyclopedia. op. cit., p. 36.
- (15) Green and Long, op. cit., pp. 479-480.

第十一篇 カイバコハハハキ

離婚に関する州の政策は、一九五九年に州法第五九五章・四条に家族法典 (Family Code) のようにして規定され、一九六九年法第11四五章・一条から現在では一九七九年法第七六五章・一条に明示されてしまふ。やがて「第七六五条なし」第七六八条は、婚姻および家族の安定と最善の利益を促進する意図してしまふ。婚姻は、家族および社会の基礎をなす一つの制度である。その安定は道徳および文化の基本であり、社会および国家にとって重要な利害関係をもつてゐる。婚姻契約の結果は社会にとって、他の契約に比べて一段と重要なものであり、夫婦の利益が考慮に入れられなければならない。婚姻の重要性は、適切な婚姻前のカウンセリングおよび家族生活に関する教育を高度に望むし、婚姻しようと思うすべての人々にこの過程をむけいとを勧告する。婚姻関係の修復または解消は、一般に、直接関係する当事者への影響とは別に、社会全体を傷ける結果となる。⁽²⁾ ふらふらのやうだ。この規定のみ限りではなく、ウエストバーン州はいかにも離婚に対して厳格な態度をもつてゐる。

たようじと思えるが、その反面において、意外にも、いわゆる無責離婚原因として「自発的な別居」(voluntary separation)をはじめて認めた州の一つに数えられてゐる。

これは当初、一八六六年法第三七章・一条に規定され、一九六九年法では第一四七章・七条の七において、姦通・性交不能その他と並べて七つの離婚原因と定めている。すなはち、「訴訟の提起される直前に夫婦が五年の期間、完全に別居した場合は、いずれか一方の請求によるべくして、婚姻の糾からの解消が認められる」⁽³⁾という。しかも、これはいわゆる「合意による離婚」(Divorce by consent)を認めるに等しい。離婚を望む夫婦が口頭または書面によつて、別居するのことを合意し、現実に五年間別居しなれば、いずれか一方の請求にもとづいて離婚が認められるからである。ところが、事態は思わぬ方向に進んでいった。離婚するのに五年間も待てない人々は、典型的な離婚訴訟にたより、一方が他方のなんらかの非行を理由に訴を提起し、他方が審理に出頭するのではなく、欠席離婚判決(default divorce)を得ると、この方法が一般化するにつれて、早くも一九三二年頃には「五年間の別居」に関する規定は利用されなくなり、州最高裁判所の判決の Powless v. Powless (一九五五) 事件が最後になつたといわれている。⁽⁴⁾

この頃、アメリカ諸州において、離婚法改正の運動が活潑となつておき、ある州では数年間の別居を新しく離婚原因として、ある州では性格の不一致を離婚原因に加え、またある州は有責主義にもとづく離婚原因をすべて廢止し、婚姻関係の破綻を唯一の離婚なし婚姻解消の原因とする。これに加えて、「統一婚姻・離婚法案」も公表されるにいたつた。このような事情のもとにおいて、ウイスコンシン州法曹協会の家族法部会は、現存の有責主義のもと

「べく離婚法と無責離婚法とのギャップに橋をかけるべく、改正案を準備する」となった。具体的には上院法案第一四一号として提案され、一九七一年の議会を通過している。⁽⁶⁾

」)で一九七一年の改正の内容をいくつか指摘してみよう。五年間の自発的な別居を離婚原因の一とする規定は、前示のように不使用に帰した状態にあるので、これに活力を与えてよみがえらせるため、第一二一〇章・三三条で五年間を一カ年に短縮したのが注目される。この効果はたゞまざ現われ、自発的な別居は極端かつ非人道的待遇と並んで、しばしば離婚原因とされるにいたつたという。⁽⁸⁾さらにもう一つ、互責および有責性比較の原則に関する規定が問題となる。一九六九年法では第二四七章・一〇条で互責が共謀・承認・宥恕と並んで請求棄却事由の一つとされ⁽⁹⁾。また一〇条の一に有責性比較の原則が規定されていた。それによれば、「裁判所は加害者に手助けしないという衡平法上の原則は、第二四七章・七条の一ないし五を理由に離婚の訴を提起するいずれの当事者にも適用される。ただし、証拠により、その人の方が全体としての公正(equities)において優れていると認められる側に、法律上の別居判決を与えることができる」。といひで、かかる規定のもとでウイスコンシン州において、州最高裁判所の *Bahr v. Bahr* (⁽¹⁰⁾一九五六) 事件が互責を適用した最後の事件といわれる。この事件で裁判所は互責について、「当事者双方の行為が離婚原因を与えるようなものであつたならば、いずれの当事者も救済を得ることができない」というのがこの原則である」と述べてある。では、なぜこの事件が最後になつたのか。その理由として、一九五九年に有責性比較の原則が規定されたのか、裁判所は具体的な事件において互責が抗弁とされるとき、互責を適用することを避け、有責性比較の原則にもついて別居判決を言渡すようになつたからであると説明されている。⁽¹²⁾

その後、互責は一九七一年法第二二〇章・七条によつて廃止されたが⁽¹³⁾、有責性比較の原則はそのまま残つていた。離婚法の改正はその後も継続的に行われ、一九七五年の議会にも離婚、子の監護、扶養料に関するいくつかの法案が提出されたが、いずれも日の目をみなかつた。⁽¹⁴⁾さらに一九七七年一月にいたり、「統一婚姻離婚法案」になつて、無責離婚法（No-fault Divorce）の採用を目指す法案が上院法案第一〇〇号として提出された。提案者の説明によれば、これは婚姻をより一層慈悲深いものとし、かつ女性および子に一層の経済的保護を与えるものであると主張するが、反対の立場の人々は、これは婚姻を愚弄するものであり、ウイスコンシン州における家族生活を破壊に導くものとして強く反論する。⁽¹⁵⁾しかし、最終的には右の法案は議会を通過し、一九七七年法第一〇五章により、一九七八年二月一日から施行されるにいたつた。⁽¹⁶⁾

新しい規定は、これまで認められていた九個の離婚原因および互責・有責性比較の原則を含む請求棄却事由をすべて廃止し、「婚姻が回復しがたく破綻したこと」を唯一の離婚原因とする。⁽¹⁷⁾第一四七章・十二条の二によれば次のとおりである。「(a)当事者双方が宣誓もしくは確約のもとに、婚姻が回復しがたく破綻したことを訴状もしくは他の方法で陳述するとき、または訴訟の開始される直前に、当事者が継続して十二ヵ月以上、自発的に別居しており、その旨を一方当事者が陳述したとき、裁判所は審理ののち、婚姻は回復しがたく破綻している事實を認定するものとする。(b)当事者が訴訟の開始される直前に、少くとも十二ヵ月間、自発的にではなく、別居しており、かつ、一方当事者のみが宣誓または確約のもとに、婚姻が回復しがたく破綻している旨を陳述したとき、裁判所は、訴状が提出されるにいたつた事情および和諧の希望を含むすべての関連事項を考慮するものとする」。そして、(b)の場

合、裁判所は合理的な和諧の希望がないと判断すれば、婚姻が回復しがたく破綻していると認定し、反対に右の希望があると判断すれば、三十日以上、六十日以内の期間、継続して和諧をもたらすように努め、それが失敗したとあ、裁判所は、果して婚姻が回復しがたく破綻しているのかどうかを認定することになる。⁽²⁰⁾

右のように、ウイスコンシン州においても「婚姻関係の破綻」が唯一の離婚原因とされるにいたつたが、これをすでにみた他州の同様の規定と比較するとき、次の点に特色がみられる。すなわち、当事者双方が自発的に十二カ月間別居したのち、自分達の婚姻関係がすでに回復しがたく破綻していると主張すれば、裁判所もそれをそのまま認定しなければならないし、また別居が自発的でなく、一方のみが右の趣旨を主張するときでも、裁判所は当事者の非行と全く関係なく、ひとえに婚姻関係の実体を調査し、破綻の有無を認定しなければならない。婚姻が生命をもつて現実に機能しているかどうかが問題の焦点をなしている。婚姻関係の破綻を唯一の離婚原因とするいくつかの州について、規定の仕方にちがいのあることはすでに検討したが、ウイスコンシン州では、この規定の解釈に当つてのガイド・ラインを付け加えており、これを欠くために生じる種々の困難な問題一たとえば、当事者双方または一方の非行を考慮を入れるのがどうかーを未然に防止するなどとなると思われる。

- (1) Gibson, Note: Voluntary separation as Ground for Divorce in Wisconsin, Wisconsin L. R. vol. 1972. p. 1215.
- (2) Wisconsin statutes Anno. 1980. Special pamphlet, p. 481.
- (3) Gibson, op. cit. p. 1215.
- (4) Wisconsin statutes Anno. vol. 28. 1969. p. 429.
- (5) Gibson, op. cit., pp. 125-1216.

- (8) Gibson, op. cit., p. 1216.
- (9) Zuckman and Fox, the Ferment in Divorce legislation, J. of Family Law. vol. 12, p. 547.
- (10) 沢井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(主張)」東京大学法科五類四期 1号5頁。
- (11) N. W. 2 d. vol. 75, p. 301.
- (12) Gibson, op. cit., p. 1217.
- (13) Gibson, op. cit., p. 1216.
- (14) Pronio, Abolition of Guilt in Marriage Dissolution: Wisconsin's Adoption of No-fault Divorce, Marquette L. R. vol. 61, p. 678.
- (15) Pronio, op. cit., p. 678.
- (16) Pronio, op. cit., p. 678.
- (17) Pronio, op. cit., p. 678.
- (18) Perkins, The 1977 Amendments to the Wisconsin's Family Code, Wisconsin L. R. vol. 1978, p. 882.
- (19) Perkins, op. cit., p. 884.
- (20) Perkins, op. cit., pp. 884-885.

総合論文 ハーベカロウハイテク

最近における離婚法改正の方向について、従来の有責主義から徐々に離婚原因をやめて離出、婚姻關係

の破綻を唯一の離婚ないし婚姻解消の原因とするもの、二つには、有責主義にもとづく離婚原因是そのまま維持しながら、婚姻関係の破綻を新らしく離婚原因として付け加えるもの、さらにもう一つ、数年間の別居を離婚原因と認めるものがある。このうち、別居については、さきにみたように、オハイオ、コネティカット、ルイジアナの諸州がこれを採用している。ところで、ノースカロライナ州では、すでに一九〇七年法第五〇章・五条の四において、子のない夫婦について十年間の別居を離婚原因と認めていた。⁽¹⁾ だが、これを完全な無責離婚に数えることはできない。それというのも、判例により、原告配偶者は自己が被害配偶者であることを立証する責任を負わされたからである。⁽²⁾ 自己に非行のなかった事実を立証できなければ、たとえ十年間別居していたとしても、それを離婚請求の理由にできないことになる。ところが、その後、一九三一年にいたり、第五〇章・六条に「一年間の別居後に当事者の一方の請求による離婚」と題し、次のように規定した。すなわち、「別居証書（deed of separation）または他の方法のもとで夫婦が一年間別居し、かつ離婚訴訟における原告または被告が六ヶ月の期間、州内に居住していた場合、当事者の一方の請求にもとづき、婚姻は解消され、当事者は婚姻の絆から解放されることができる」⁽³⁾ というのである。その後、一九三七年にはこの条文から「別居証書その他の方法のもとで」という文言が削除された。⁽⁴⁾ このことは、別居が夫婦の合意のもとに行われる必要もなくなつたことを意味している。原告配偶者は、さきにみた一九〇七年の規定と異なり、自己が被害配偶者であることを立証する責任は全くないし、別居期間も十年から一年に短縮されている。ノースカロライナ州の離婚法から有責概念を排除するための重要な一步であったと指摘されるのも尤もと思われる。

JJHや一九七五年法によれば、第五〇章を「離婚および扶養料」と題し、第五条に離婚原因を定めている。姦通、性交不能、妻が婚姻当時に懷胎しており、夫がその事実を知らず、かつ夫はその子の父でないこと、自發的かどうかを問わず、一年間の別居、不自然または異状な性行為、一方の不治の精神病を理由とする三年間の継続的な別居がそれである。いずれも被害配偶者からの請求によるものとされ、あるいは第六条⁽⁷⁾に規定された一九三一年の規定を⁽⁸⁾受けついどおり、これは無責離婚原因に当る。また、互責に関して離婚法に当初から何の規定も設けていないが、この原則は判例によって適用されておいた。そして、互責を廃止すべきであるとの声が聞かれる点では、ノースカロライナ州も例外ではない。だが、現在、離婚訴訟の約九十パーセントは前示第六条に定める一年間の別居を理由としているから、かかる無責離婚原因に互責を対抗できないによる必然的な結果として、問題は自然に解決されたといつてよいのではなからぬか。このように、ノースカロライナ州では有責的なものと並んで一年間の別居を離婚原因と認めるが、これも別居によって婚姻がすでに破綻したと考えるからにほかならない。婚姻破綻を唯一の離婚なしし婚姻解消の原因とするにはいたらないが、有責主義的なものに付加して、婚姻破綻を離婚原因とするのと同様に考えられるべきである。

- (一) Marshall, Proposed reforms in North Carolina Divorce Law, North Carolina Central L. J. vol. 35, p. 35.
- (2) Marshall, op. cit., p. 35.
- (3) General statutes of North Carolina, vol. 2 A, p. 774. 1976.
- (4) General statutes of North Carolina, op. cit., p. 774.
- (5) Marshall, op. cit., p. 35.

- (6) General statutes of North Carolina, op. cit., pp. 767-773.
(7) General statutes of North Carolina, op. cit., p. 774.
(8) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(II)」神戸学院法学五卷1号1[八]〇頁。
(9) Marshall, op. cit., p. 41.

第十二節 サウスダコタ州

一九七六年当時、州法第一五章の第四節を「離婚および別居扶助料」と題し、第一条に離婚原因を規定している⁽¹⁾。姦通、極端な虐待、悪意の遺棄、扶養義務不履行、常習的飲酒、重罪による有罪宣告がそれである。また、第十九章によれば、承認・共謀・宥恕・出訴期限の経過の四つを絶対的な請求棄却事由に定めている⁽²⁾。ここに互責が掲げられていないが、当初、サウスダコタ州は、アイダホ、モンタナ、ノースダコタ諸州と同じく一八九一年のカリフォルニア州民法より互責に関する規定をとり入れ、一九一九年法から一九三九年法にうけつがれていた⁽³⁾。だが、その後、一九六三年にいたって廃止された。これは離婚法を現代化する最も有能かつ効果的な方法であると称賛されている⁽⁴⁾。

一九四一年当時まで、サウスダコタ州において、互責に関する判例はみられなかつたが⁽⁵⁾、互責の規定の廃止と直接に関連する興味ある事例が現われた。Azar v. Azar (一九六六) 事件がこれである⁽⁶⁾。この事件において、最初、一九六一年に妻が極端な虐待を理由に離婚の訴を提起し、夫も同じ理由で反訴を起した。絶対的な請求棄却事由とアメリカ諸州離婚法の近況(1) 村井

して、互責の規定が離婚法に存在していたため、その事実が立証されたとき、裁判所は夫婦のいずれにも離婚判決を与えることができなかつた。その後、夫婦は和諧し、一九六四年六月まで同居していたが、再び不和を生じ、夫が極端な虐待を理由に離婚判決を求め、妻も同じ理由で反訴を提起した。この時期には、離婚法から互責の規定がすでに廃止されていたため、裁判所は夫婦双方の請求を認めたにいたつていふ。互責の規定が廃止された直接の効果をいふには、あらゆることがであらう。

右のように互責の規定は廃止されたが、これに留まらず、離婚原因の改正に向けての提案が試みられた。一九六九年の第四十四回議会には上院法案第三一号で、「離婚判決は、訴訟を開始する直前に少くとも一年間、別居扶助料の命令または判決のもとで継続して別居していた場合に与えられる」とが(7)ある。このとく、一九七〇年の第五回議会における下院法案第七一七号も実質的に同じ内容のものであったが、(8)され、司法委員会(Judiciary Committee)において否決されてしまった。その後、一九七三年の第四十八回議会では上院法案第十四号(9)が、現存する有責主義的な離婚原因に加えて、婚姻破綻(Marital Breakdown)を新しいしく離婚原因とすべく試みられたが、これも失敗に帰したようである。(10)の間の詳しい事情を知りたいはできない。そして、一九七九年十一月三十一日現在でも、有責主義もしく離婚原因しか認められてはゐない。

- (1) South Dakota Codified Laws. vol. 9, p. 36. 1976.
- (2) South Dakota Codified Laws. op. cit., p. 43.
- (3) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(4)(C)」神戸学院法政学論叢1号1回11頁。
- (4) Wheeler, Recrimination-A Doctrine for the Past, South Dakota L. R. vol. 15, p. 369.

- (15) Beamer, The Doctrine of Recrimination in Divorce Proceedings, University of Kansas city L. R. vol. 10, p. 247.

(16) N. W. 2d. vol. 146, p. 148.

(17) Wheeler, op. cit., pp. 373-374.

(18) Wheeler, op. cit., p. 374.

(19) King, Marriage Divorce and Custody reform in South Dakota, South Dakota L. R. vol. 18, p. 672.

(20) The Book of the states. 1979-1980. p. 44.

第十回 篇 オハナハキ

一九五二年法の第1〇七章・110条は姦通を含む七個の離婚原因を定め、⁽¹⁾ その中第七〇条は、「(a)姦通を理由とする婚姻解消の訴において、被告は姦通を自認し、もとに抗弁として……(c)原告もまた被告の周旋または同意なし姦通の責を負つてゐる……証を立証する」がやめる⁽²⁾ とし、互責を請求棄却事由の一つに数え、最近にいたるまで変わらなかった。夫婦双方の姦通についてのみ互責を適用する趣旨であるが、かかる規定にかかるはず、判例は双方の姦通に限つていいな。

ルイジアナ州は一九七一年にいたり、前年のカリフオルニア州の離婚法改正を範として、破綻主義を採用するに至つた⁽⁴⁾。やがて「解消、無効、別居、調停」へ題する第一〇七章において、第一五条を「解消または別居の原因としての和諧しがたい不和」へし、「(1)婚姻解消または永久もしくは限定的別居は、当事者間の和

諧しがたい不和 (Irreconcilable difference) が婚姻の救済不能な破綻 (Irremediable breakdown) を引き起したとき、(b)当事者が夫婦として同居する義務を少くとも一年間中止すべき旨を合意し、それを裁判所に提出し、かゝつ裁判所がかかる合意は正当・衡平であると認定するとき、(c)当事者間に和諧しがたい不和が存在し、かゝつ彼等が夫婦としての身分を継続することが法律上、財政上、社会上または宗教上の利益を維持または保護するのに役立つとき、言渡されることができる」というのである。つまり、従来のような有責主義にもとづく離婚原因はすべて廃止され、それに代えて、「和諧しがたい不和による婚姻の救済不能な破綻」が唯一の婚姻解消ないし別居原因と認められるにいたつてゐる。⁽⁷⁾これは一九七〇年一月一日より施行されたカリフォルニア州の家族法第四五〇六条と文言を同じくしているが、第四五〇七条にみられる「和諧しがたい不和」に関する定義的な規定を欠く点でちがつてゐる。

い)のようにして、オレゴン州でも婚姻関係の破綻が唯一の婚姻解消原因と認められるにいたつた。いひで問題になるのは、具体的な事件において、裁判所は何を基準にして婚姻関係破綻の事実の有無を認定するのか。この点に關し、すでにみたように、たとえばコロラド州では「統一婚姻・離婚法案」にならい、裁判所が判断するに当つてのガイド・ラインに関する特別な規定を設けており、またフロリダ州では裁判所が当事者の非行を考慮しないことを明記し、これらに判例によつて具体的なガイド・ラインが設定されるにいたつてゐる。⁽⁸⁾当面のオレゴン州も第一〇七章・三六条に独特的の規定を設けたのが注目される。すなわち、「有責および同等の非行 (in pari delicto) の原

則は廃止される。証拠には非行を含むことは許されない。判決。」と題し、「(1)婚姻の無効、解消または別居の訴訟において、有責の原則および同等の非行の原則は廃止される。(2)裁判所は、子の監護が争点となつておる、かかる証拠がこの争点に関連しているとき、または審理において、和諧しがたい不和を立証するためにかかる証拠が必要であると認定するときを除いて、非行に関する特別の行為の証拠を採用しないものとする。(3)当事者双方（または一方）の不動産もしくは動産（または双方）を当事者に分割、裁定、分配するとき、またはかかる財産もしくはそのいづれかに信託を設定するとき、および当事者の一方が他方を扶養するために寄与すべき金額と期間を決定するとき、裁判所は、たゞあつたとしても、婚姻の無効、解消または別居を引き起す当事者の一方の非行を考慮しないものとする。……」旨を定めている。⁽¹⁰⁾つまり、財産分割および扶養料の決定に当つて非行を考慮しないものとし、非行に関する証拠は、和諧しがたい不和を立証するために必要なとき、または子の監護に関連するときに限つて認められる旨を明らかにするわけである。⁽¹¹⁾

非行に関する証拠の使用を制限する理由として、一つにはそれによつて当事者間の苦痛をやわらげることになり、二つには離婚に関連する争点、とくに当事者の財政的な事項をより公正に決定できるようになることが指摘されてゐる。⁽¹²⁾これについて、無責離婚を支持する人々によれば、かかる制度のもとにおいて、子はもはや離婚訴訟で人質にとられることはなく、離婚後の関係は保護され、しかも一般的に有責主義にもとづく手続に伴う望ましくない効果を避けることができるとして、高く評価されている。⁽¹³⁾このような次第で、もともと多くの離婚をめぐる争いは、事態を具合よく解決したいという希望にもとづいて行われてゐるのであるから、配偶者の非行を立証する必要性を

なぐすることは、みせかけでない眞の争点を考慮する機会を充分に与える結果となるにちがいない。

今回の離婚法の改正について、理論的には右のように評価されるが、現実に数字に現われたところでは、別の事態がみられる点に注意しなければならない。すなわち、新らしい規定のもとでは当事者の非行を問題とせずに、離婚に関連する諸事項を友好裡に解決できるから、理論的には相争う訴訟事件 (Contested Divorce) は減少するはずであるのに、実際には離婚法改正前よりも増加している。オレゴン州には郡が四つあるが、その一つマリオン郡において、改正直前の一九七〇年に訴訟総数九六七件のうち、論争のあったのは四十六件で四・七六パーセントであったのが、改正直後の一九七三年には総数一一一八件のうち七十九件で、七・〇七パーセントを占めるにいたつて⁽¹⁴⁾いる。これについて種々の論評がみられるなかで、一人の判事による指摘をここに紹介しておこう。それによれば、離婚法改正前、不道徳な行為または重大な非行をした夫は、判事によって妻に有利に高額の扶養料および財産分割が行われることを恐れる余り、解決を迫られたらし、同様に非行のある妻も、判事が彼女に扶養料を与えないことを知っているため、妥協する必要があった。それゆえ、法廷で論争をくりひろげる事件は少なかつた。しかし、改正後の無責離婚法のもとでは、夫婦はいずれも、判事がどのような判断をするか全く予想がつかない。したがって、子の監護が争点でなければ、判事は非行に関する証拠さえも考慮しないから、当事者双方にとって、法廷で論争することがより魅力のこととなるからである。⁽¹⁵⁾だが、このような指摘が果して当を得たものかどうか、統計上の数字それ自体がきわめて一時期のものにすぎないから、これによつて結論を出すのは性急にすぎ、もう少し長期的な展望を必要とするのではなかろうか。なお、有責の原則および同等の非行の原則を廢止する旨の前示の

規定も並る、第1〇七章・五五条には、「……積極的抗弁 (affirmative defenses) は露出されね」血を吸ひておら
婚姻関係の破綻を唯一の婚姻解消原因とする当然の成り行きにして、互責を含む請求棄却事由は完全に姿を消す
いたいところ。

- (1) Oregon Revised Statutes, vol. 1, p. 818. 1953.
- (2) Oregon Revised Statutes, op. cit., p. 818.
- (3) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(ヤ・訛)」神戸学院法学校(卷)1号1-長田真一-1-長田真一
前掲論文167頁。
- (4) 村井 前掲論文167頁。
- (5) Oregon Revised Statutes, vol. 1, p. 1057. 1979.
- (6) 村井「カリiforniato州の家庭法」神戸学院法学校(卷)1号1-長田真一
前掲資料6長頁。
- (7) 村井 前掲資料6長頁。
- (8) 村井「アメリカ諸州離婚法の状況(1)」神戸学院法学校(卷)四号九|1頁。
- (9) 村井 前掲論文九八頁。
- (10) Oregon Revised Statutes, op. cit., p. 1057.
- (11) Stevenson, Oregon's No-fault Divorce Law: Effect on custody, Property Division and support, Oregon L. R.
vol. 55. p. 267.
- (12) Stevenson, op. cit., pp. 267-268.
- (13) Stevenson, op. cit., p. 268.
- (14) Stevenson, op. cit., p. 269.
- (15) Stevenson, op. cit., p. 269.

(16) Oregon Revised Statutes. op. cit., p. 1058.

第十五節 イリノイ州

一九六七年法によれば、第四〇章を「離婚」と題し、第一条に婚姻締結時より訴提起時までの継続的な性的不能、重婚、姦通を含む十一個の離婚原因を列挙する点で従来と変りはない。だが、第九条(a)および第十一條で請求棄却事由としての互責に重要な変更を加えたことが注目される。まず、第九条(a)によれば、「原告の非行または行為」この一九六七年の改正法の施行日（一九六七年八月十四日）以降に開始されるすべての離婚訴訟において、答弁書が提出された場合を除き、原告の非行または行為は、訴に対する抗弁ではないし、離婚判決の言渡を拒否するための適切な基礎でもない⁽²⁾ という。これは被告が原告の非行を互責の抗弁として主張しない場合に、判事が彼の職権でそれを適用することを拒否する趣旨にはかならない。また、第十一條において、これまで共謀および互責を絶対的な請求棄却事由と定めていたが、一九六七年の改正により、互責の部分を削除してしまった。具体的には、第十二条から「原告が姦通を理由とする場合に当事者双方に姦通の責が認められるとき」という一節を削除した⁽⁴⁾。その結果、双方に姦通の事実が認定される場合でも、裁判所は離婚判決を言渡すことが可能になつた、つまり互責は⁽⁵⁾ここで絶対的な棄却事由から裁量的なそれに変わったとともに考えられるし、完全に廃止されたといつてもよいである。

といひや、右の改正の趣旨が *Mogged v. Mogged* (一九七二) 事件⁽⁶⁾で問題となつた。この事件において、夫が

極端な精神的虐待を理由に離婚の訴を提起したが、妻はかかる非行を否認し、かえつて夫の極端かつ反復された精神的虐待を反訴請求の理由とした。裁判所は双方の非行を認定したのち、夫の反対にかわらず、双方に離婚判決を言渡したので、夫が控訴した。控訴裁判所はこれに対し、たとえ被告が互責の事実を立証したとしても、原審判事は具体的な事情のもとで互責を適用することが許されないと判断すれば、原告に離婚判決を言渡すことができるとして、原判決を容認した。夫の上告に対し、州最高裁判所は、「互責の原則を損うことなく維持し、互いに他方に対する同様に婚姻上の非行の責を負う当事者間に離婚判決を言渡すことを自働的に拒否するか、またはこの原則が再検討され、かつ、今日の現実に照して不健全なものとして修正され、廃止されるべきかどうかは、裁判所ではなく、議会の活動領域におくのが適切な問題である」とのべ、互責の原則を再確認している。つまり、被告が互責を抗弁とする限り、また議会で互責の原則が修正または廃止される事態が生じるまでは、従来どおり、絶対的な棄却事由として適用すべきだというわけである。しかし、この説明は、前示の法改正の事実を無視していることになるが、どうであろうか。

さて、一九六七年八月十四日に改正法が施行された直後、「家族問題検討委員会」(The Family Study Commission)を設置する法案が下院法案第一三五〇号として第七十五回議会に提出され、同年九月七日にカーナー知事によって承認された⁽⁷⁾。法案によれば、同委員会の役割を次のように定めている。「委員会は、親の責任、婚姻、離婚およびわれわれの社会に影響を及ぼす親と子の他の関係を含め、家族に関係する当州および他の諸州の法律・判例を充分に検討するものとする。委員会は、かかる法律の改正とその評価を検討するものと」、かつ、必要と判

断されるかかる改正を遂行する目的で立法を勧告する」⁽⁸⁾ことができる」というのである。同委員会の報告にみると、法案が作成され、下院法案第一七四四号として司法委員会 (Judiciary committee) に提出され、ついで小委員会に付託され、一九七〇年十一月十六日まで審理が行われた。法案の基本的な考え方は、次のように説明される。それによれば、「特定の原因によるべく非難と答弁という対立当事者手続を維持しながら、それに伴つて非行を認定し、永久的な家族間の憎悪を引き起こし、子の心を傷けるよりも、むしろ、調査と研究によって確立された“婚姻の回復しがたい破綻” (irretrievable breakdown) が婚姻關係終了の基礎とされるべきである」という。しかし、現実にはかかる理想どおりはなく、法案は有責主義にもとづく離婚原因を維持しており、この分野において法律を変更することなどがむつかしいかを明白に示している。⁽⁹⁾だが、他方において、「互責・承認および宥恕の抗弁は、ここに廃止される」⁽¹⁰⁾旨を定めている。互責の原則を廃止しながら、有責主義を維持するわけであつて、破綻主義を採用するまでにいたらないが、それへの方向を目指して一步を進めるものと評価することができるのではなかろうか。この法案は一九七一年の議会に再び提出され、同年三月までに立法化される予定といわれていたが、立ち消えになつたのではないかと思われる。

イリノイ州における離婚法改正の動きは、右と全く別個の一一つの法案として現われた。いずれも一九七四年の第七十八回議会に提出されたが、一つはイリノイ州法曹協会による下院法案第一八二四号であり、他の一つはシカゴ法曹協会による⁽¹¹⁾下院法案第四七七号をなしている。⁽¹²⁾しかも、両者がその内容を異にしていることも注目の的となる。まず、イリノイ州法曹協会の法案によれば、「婚姻が回復しがたく破綻したこと」が唯一の離婚原因とやれてい。

そして、回復しがたい破綻は、(1)当事者が訴訟の開始に先立つ一八〇日以上の期間、別居していたこと、または(2)婚姻について、当事者の一方もしくは双方の態度に有害な影響を及ぼすような重大な夫婦間の不和が存在することが認定されることによって立証されるものとする⁽¹⁴⁾。そして、当然の成り行きとして、すべての伝統的な請求棄却事由を廃止することはいうまでもない。これに対し、シカゴ法曹協会の法案は、有責主義にもとづく現行の十一個の離婚原因をそのまま維持しながら、十二個目として無責離婚原因つまり「一年間の別居」を付け加える⁽¹⁶⁾。そして、それと同時に絶対的な請求棄却事由としての互責および共謀を廃止すべく提唱している⁽¹⁷⁾。両者は請求棄却事由を廃止する点では同じであるが、一方は「回復しがたい破綻」を唯一の離婚原因とし、他方は有責主義的な離婚原因に「一年間の別居」を新らしく無責離婚原因として付け加えようとする。離婚法の改正を企図しながら、それぞれ別の方向を目指しているわけである。この当時、有責主義の離婚法を維持するのは、イリノイ州を含めてわずか六州にすぎなくなっていた⁽¹⁸⁾。他方、婚姻破綻を唯一の婚姻解消の原因とするイリノイ州法曹協会の法案の内容は、すでにアメリカ中西部のいわゆる「バイブル・ステйт」とよばれる諸州も含め、多数の州で採用されているところであり、離婚法改正の具体的な方法として、これが一番望ましいものであったことはいうまでもない。

その後、一九七七年にいたり、新らしい「イリノイ婚姻法・婚姻解消法」が上院法案第八〇一号として提出され、同年十月一日より施行されるにいたった⁽¹⁹⁾。ここで問題としている離婚原因および請求棄却事由に関してみれば、その内容はさきにみた二つのうち、シカゴ法曹協会の法案に近い。具体的にいえば、第四〇章の第四節に「解消および別居」の規定を置き、その第一条に「婚姻解消原因」を定めている⁽²⁰⁾。同条によれば、婚姻破綻を唯一の婚姻解消

原因とする方法はとらず、現存の十一個の有責主義的な離婚原因をそのまま維持しており、「一年間の別居」という無責原因を付け加えることもしない。ところが、第四〇三条の「訴状—開始—現存する抗弁の廃止—手続」に関する規定において、(a)の(3)として、「……原告は根拠とする特定の原因の名称のみを主張する必要があり、それは原因の法律上充分な申立を構成するものとする。そして、被告は、彼がそれを選ぶならば、審理に先立つて、原因を構成する事実をのべる請求明細書 (Bill of particulars) を要求することができるものとする。……」と定めている。⁽²¹⁾つまり、従来、原告は訴の提起に当り、事実関係を詳細にのべ、それがある種の婚姻解消原因に該当する」とを立証しなければならなかつたが、今後は、婚姻解消原因のうちのどれを理由にするかのみを特定すればよいわけであつて、詳細な事実関係をのべる必要は少しもない。そこには、それによつて、当事者の家族、雇人その他第三者に個人の私事に関する事実を知られなくてすむという考慮がはたらいていよう。被告も申立の原因を詳細に知りたければ、明細書を請求すればよいことになる。⁽²²⁾一方、裁判所は第三条・(b)によつて、原告から明細書が提出されない場合でも、原因が存在することの適當かつ充分な証拠を要求できるものとされている。⁽²³⁾このように、婚姻解消原因の申立・立証について特異な方法を定める一方で、同じ第三条・(c)に、「以前より存在している互責の抗弁は廃止される」とし、さらに第八条では、共謀を従来の絶対的な棄却事由から裁量的なものへと改めるにいたつている。⁽²⁴⁾要するに、イリノイ州の新らしい法律は、結局、破綻主義を採用するにはいたらず、有責主義にもとづく離婚原因をそのまま維持したけれども、訴の提起に当つて特異な手続を採用し、問題の多かつた互責・共謀の両者について、右のように改めたのが注目されるわけである。

- (1) Illinois Anno. Statutes. Chap. 39 to 41. pp. 4-5. 1967.
- (2) Illinois Anno. Statutes, op. cit., p. 184.
- (3) Dickson, *The Elimination of Recrimination in Illinois*, Chicago B. R. vol. 52, p. 239.
- (4) Illinois Anno. Statutes' op. cit., p. 186.
- (5) Dickson, op. cit., p. 239.
- (6) N. E. 2 d. vol. 302, p. 293.
- (7) Dickson, op. cit., p. 248.
- (8) Dickson, op. cit., p. 248.
- (9) Dickson, op. cit., p. 242.
- (10) Dickson, op. cit., pp. 241-242.
- (11) Dickson, op. cit., p. 243.
- (12) Dickson, op. cit., p. 248.
- (13) Anerbach, *No-fault Divorce: Truth in Ending*, Chicago B. Record. Ja-Feb. 1975. p. 210, 218.
- (14) Anerbach, op. cit., p. 210
- (15) Anerbach, op. cit., p. 216.
- (16) Anerbach, op. cit., p. 214.
- (17) Anerbach, op. cit., p. 214, 218.
- (18) *Grounds for Divorce in the American Jurisdictions*, Family L. Q. vol. VI, pp. 179-212.
- (19) Illinois Anno. Statutes, Ch. 39-41. Cumulative Annual Pocket Part. 1979. p. 12.
- (20) Illinois Anno. Statutes, op. cit., p. 107, 116.

ハニカム離婚の実現(1) 著者

- (21) Illinois Anno. Statutes, op. cit., p. 117.
- (22) Anerbach, *An introduction to the New Illinois Marriage and Dissolution of Marriage Act*, Illinois B. J. vol. 66, p. 132.
- (23) Illinois Anno. Statutes, op. cit., p. 117.
- (24) Illinois Anno. Statutes, op. cit., p. 117.
- (25) Illinois Anno. Statutes, op. cit., p. 118.

第十六節 ネイバースカ州

一九六〇年当時、州法第四章の第三節を「離婚および扶養料」と題し、第一条に離婚原因として、姦通、常習的飲酒、正当な理由のない故意の遺棄、拘禁、夫の扶養義務不履行、一年間の完全な遺棄および極端な虐待を定めたが、これがいはふる有責主義によつて、⁽¹⁾これに加えて、配偶者が治癒しがたい精神病にかかり、五年間精神病院に入院してゐることも離婚原因となる。⁽²⁾精神病にかかるのは本人の責任ではないから、これは明確に有責主義ではなく、婚姻関係の破綻を離婚原因と認めるものにはかならない。また、第四条により、共謀と互責が請求棄却事由とされる。離婚請求が当事者双方の共謀のとに提起され、または共謀によって遂行されても、⁽³⁾原告当事者が被告を非難してくるのと同じ犯罪または非行(the same crime or misconduct)というふうに責を負ふべきことが明らかになると、離婚判決は言渡されなくなる。そして、互責についていふと、夫婦双方の非行が離婚原因として同じ種類のものでないか、近く互責を適用すべき趣旨が判例によってわざわざ

に認められていた。⁽³⁾

さて、ネブラスカ州においても有責主義にもとづく離婚法が現実に合わなくなつてゐることがつねに指摘されるのは、これまでみてきた他の多くの州と異なるところはない。この事情は次のような説明によつて明らかである。すなわち、離婚をめぐる諸問題を“有責”という面からとり上げるのは、満足のいく解決をもたらすゆえんではない。その努力が失敗した主たる理由は、法律に列举されている離婚原因が婚姻の失敗した原因だと誤つて仮定したことにある。現実に夫婦の関係が破綻した原因は複雑をきわめており、夫婦各自の感情的な性格に由来するため、一つの要因のみをとり上げて、それが婚姻の失敗した原因とすることはできない。また、婚姻の破綻に含まれていると思われる諸要因を社会学的に研究し、統計的に分析すれば、現行法上の原因と似てもつかないことがわかるといふのである。⁽⁴⁾ このような考察のもとに、離婚法改正の一つの勧告が試みられた。要点のみを個条書きにしてみよう。

- (1) すべての離婚原因および請求棄却事由は廃止され、有責主義の原理は当事者の福祉を基礎とする概念で置き代えること。
- (2) 訴訟の開始に当り、当事者の一方または双方が裁判所に対し、「離婚訴訟を提起する意思」を申し立てる。申立書には非行に関する供述は含まず、偽りのない右の意思のみを陳述する。
- (3) 右の申立書にもとづいて、裁判所はソーシャル・ケースワーカーを任命し、家族に関するあらゆる事情を調査させること。

(4) 申立書の提出後、六ヶ月の待機期間を置き、期間中、夫婦は個別または共同してマリッジ・カウンセラーに面接する」とが要求される。

(5)

待機期間の経過後、夫婦の一方または双方は離婚訴訟を提起する」とがである。

(6) 訴訟が提起された直後、裁判所は婚姻を解消するのが望ましいかどうかを決定するため、非公開の審理を行う。
(5)

これによつてもわかるとおり、有責主義にもとづくことなく、問題を「調整的な方法 (Integrative Approach)」で解決する必要が痛感されてくる。この考え方によれば、現行の種類別の離婚原因は、有責・無責を問わず、すべて排除し、それに代えて、裁判所が関連するあらゆる事実および事情をすべて考慮し、単に婚姻が解消されるべきかどうかのみを決定する「⁽⁶⁾」にだる。この趣旨はもやみた勧告であるべくれていたが、次いで「ネブラスカ児童および青少年委員会」(The Nebraska Committee on Children and Youth) の「婚姻および離婚法改正検討委員会」(The Marriage and Divorce Revision Committee) は同様の改革案が提出されるにいたつた。すなわち、左のとおりである。

- (1) 訴状には、婚姻の状態からみてそれが解消されるべきもののみをのべる。
- (2) 裁判所は婚姻の実情および家族の状況を良く調査し、報告書を備えておく。裁判所は裁量によつて、当事者に対し、右の調査の一部として精神病的、心理学的、社会的または肉体的な検査をうけるよう要求することができる、調査のため有用であるとき、裁判所と直結した調停機関を利用するよう命ぜられる。

(3) 右の手続を経たのち、婚姻が根深く、回復しがたく破綻しているため、共同生活の回復は合理的にみて期待できないという実質的な証拠がある場合、配偶者的一方または双方に離婚解消の判決を言渡すものとする。

(4) 請求棄却事由としての宥恕・互責・承認および共謀は、廃止されるものとする。⁽⁷⁾

右にみた二つの勧告なしし改正案を土台とし、一九七一年にいたって、完全な破綻主義にもとづく新らしい離婚法の法案が上院議員のワルドロンおよびカーペンター両氏によって提出され、第八十二回議会の議決を経て、一九七二年七月六日より施行されることになった。⁽⁸⁾ 新法の目的は、法律をさらに実際の慣例に近づけ、その多くが今世纪に入る以前に制定され、時代おくれになっている婚姻無効、別居および離婚に関する諸規定を簡単にし、かつ、不要な部分を廃止することにあるといわれる。⁽⁹⁾

ここで具体的に規定をみれば、第四二章の第三節を「離婚および扶養料」と題することに変りはないが、その中に(d)として「離婚および婚姻無効訴訟」に関する規定を第四七条ないし第七九条に新らしく設けている。⁽¹⁰⁾ まず、第四七条に用語に関する定義的な規定を設け、「(1)婚姻の解消とは、婚姻が回復しがたく破綻した事実の認定にとづいて、管轄権を有する裁判所の判決による婚姻の終了を意味するものとする。一九七一年七月六日以降、婚姻の解消という文言は、離婚と同意語と考えられるものとし、かつ、離婚という文言が法律上に現われるとときはいつでも、それは第四二章第三節の第四七条ないし第七九条に従つて、婚姻の解消を意味するものとする」と定め、破綻主義の採用に伴う用語の問題に対処している。また、第五三条には訴状の記載事項の一つとして、「(七)婚姻が回復しがたく破綻している旨の申立」をあげており、これはさきにみたイリノイ州の規定と同様に、詳細な事情の陳述

を不用とする趣旨と思われる。

さらに、第六一条には、「婚姻の回復しがたい破綻、事實認定」と題し、「(1)当事者双方が訴状もしくは他の方で、宣誓もしくは確約のもとに、婚姻は回復しがたく破綻している旨を陳述するか、または一方が右の趣旨を陳述し、他方がそれを否認しないとき、裁判所は審理の上、婚姻は回復しがたく破綻しているかどうか、認定するものとする。(2)当事者の一方が宣誓または確約のもとに、婚姻が回復しがたく破綻していることを否認するとき、裁判所は、訴状が提出されたにいたつた事情を含むすべての関連する諸要因および和諧の見込みを考慮するものとし、かつ、婚姻が回復しがたく破綻しているかどうか、認定するものとする」と定めている。⁽¹³⁾この規定は、すでにワイエコンシン州、コロンビア区にみられたところである。しかし、これについては、(1)と(2)の間には合理的な差異があるとは思われないし、(1)についても、「……“裁判所”以下を(2)のそれと同一の内容にするか、または(1)・(2)を区別することなく、第六一条を「裁判所は審理の上、訴状の提出されたにいたつた事情および和諧の見込みを含むすべての関連する諸要因を考慮するものとし、かつ、婚姻が回復しがたく破綻しているかどうかをも認定するものとする」⁽¹⁴⁾で置き代えるべきではないかとの見解も現われている。いずれにしても、裁判所は当事者の非行と関係なく、ひとえに婚姻関係の実体を調査し、破綻の事実の有無を認定しなければならない。つまり、ここでは婚姻が現実に生きて正常な機能を果していいるかどうかが問題の焦点となる。

また、第六〇条によれば、裁判所は、当事者が和諧をもたらすためにあらゆる合理的な努力をした事実を認定しなければ、婚姻解消の判決を言渡すことができないものとする。⁽¹⁵⁾これは婚姻が回復しがたく破綻しているかどうか

の認定とは全く別個のものとして取扱われる点に注意しなければならない。婚姻が回復しがたく破綻してしまふと認定される場合ば、その前提として、当事者間の和諧が不可能であることを含んでこねばよと思われるが、法律上は両者を明白に区別するに⁽¹⁶⁾なる。」の他、かかるの111の勧告なし改正案によんぐへと推測される多くの規定が設けられたが、要するに、ネブラスカ州においても、婚姻の回復しがたい破綻が唯一の婚姻解消の原因と認めるべきだわぬやある。やつて、これまでみた他州と同じく、裁判所は何を基準として婚姻関係破綻の有無を認定するかなどだらうが、認定は別個のふねやかハイ・ハイを作りが今後の課題として残われたのではなかろうか。

- (→) Tenney, Jr. Divorce without fault: The Next step, Nebraska L. R. vol. 46, p. 25.
- (n) Tenney, Jr. op. cit., p. 25.
- (o) 松井「離婚請求書事由の研究—五責譲(因)」東洋法誌第5卷第1・111号・1117頁。Keller, Terminating a Marriage in Nebraska, Nebraska L. R. vol. 43, pp. 163-164.
- (p) Keller, op. cit., pp. 172-173.
- (q) Keller, op. cit., pp. 173-175.
- (r) Tenney, Jr. op. cit., p. 41.
- (s) Tenney, Jr. op. cit., pp. 41-42.
- (t) Henderson, Practice and Problems under Nebraska's New Divorce Laws. Nebraska L. R. vol. 52. p. 1.
- (o) Henderson, op. cit., p. 1.
- (u) Revised statutes of Nebraska. Reissue of vol. III. pp. 1147-1148.
- (v) Revised statutes of Nebraska, op. cit., p. 1150.

- (12) Revised statutes of Nebraska, op. cit., p. 1152.
(13) Revised statutes of Nebraska, op. cit., p. 1157.
(14) Van Pelt, No-fault Divorce: A Re-examination of Nebraska Law, Nebraska L. R. vol. 54, pp. 33-34.
(15) Revised statutes of Nebraska, op. cit., p. 1157.
(16) Henderson, op. cit., p. 14.

もとより

ロコハム州から始めてネブラスカ州まで十六の州について、最近の離婚法——それがとくに離婚原因、請求棄却事由に絞っていろいろの事情を考察してみた。その結果として明かになつたふいにとねれば、使用された文言のぬがこはあるにせば、一方では、七つの州が婚姻関係の破綻のみを離婚ないし婚姻解消の原因と認めており、他方では、四つの州が有責主義によつてへ離婚原因のみを固持し、その両者の間に、有責主義によつてへものと破綻主義的なものを並べて採用するのがみられる。破綻主義的な離婚原因の代表としては、数年間の別居とか、性格の不一致が採用されてゐる。また、ある州では互責などの請求棄却事由を明文をもつて廃止するにいたつてゐる。いのぶらに、各州とに離婚法をめぐる動きはちがつており、その改正の過程において、州によって種々様々な事情があわせにされたのもわれわれの関心を引くに充分であった。本稿の最初にも指摘したとおり、一九七九年十一月三十日現在で十七の州が婚姻関係の破綻を唯一の離婚ないし婚姻解消の原因と認め、アメリカ全土の約三分の一の州を占めてゐるが、破綻主義的な考え方が拡大するにつれて、離婚ないし婚姻解消原因が最終的に行きつゝ先あは

これしかないのではなかろうか。その場合に最も問題になるのは、すでにいくつかの州でみたように、裁判所は何を基準にして婚姻関係破綻の事実を認定するかということである。判断のためのいわゆるガイド・ライン作りをどうするか。ある州は法文上でそれについて全く触れていないため、判例がその役割を果しており、またある州は裁判所が判断するに当つてのガイド・ラインに関する特別な規定をしており、当事者の非行を考慮に入れないことを明示するものもみられる。いずれにせよ、完全な破綻主義を採用するとき、「だれが何をしたか」ではなく、「婚姻が現在いかなる状態になっているか」が判断の中心を占めるべきことはいうまでもなく、これが今後の重要な課題となつてこよう。また、離婚法で請求棄却事由を規定していた州のうち、一九七八年九月一日現在で十六の州がすべての棄却事由を廃止し、十一の州では棄却事由のうちのいくつかを廃止するにいたつていて⁽¹⁾。完全な破綻主義を採用する場合はもちろん、有責主義にもとづく離婚原因と並べて破綻主義的なそれを認める場合においても、請求棄却事由は絶対的なものから裁量的なものへ、さらに進んで、裁量的なものさえその存在意義を失っていく事情をはつきり物語つていよい。本稿では十六の州について考察を加えたにすぎないが、これ以外のアメリカ諸州の離婚法も最近までめまぐるしい展開を示してきた。だが、筆者のみるところでは、離婚法を改正する必要のあつた州では現在までにはほぼその作業を終つており、今後は余り目立つた変化は現われないのではないか、つまりアメリカ全土を通じて離婚法の改正は、すでに峠を越したのではないかと推測される。もつとも、現在でも有責主義を堅持する州がいくつか残っているが、これらの州が今後どのような動きをみせるか、筆者もこの点に関心をよせていくことを記して、本稿を終りたいと思う。

妻且非處處

(11回) 11回

(一) Freed and Foster, Jr. Divorce in the fifty states. An overview as of 1978, Family L. Q. vol. XIII., p. 113.